

船舶事故等調査報告書

平成21年4月23日
運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2008広第120号	
事故等名	押船第二十七久栄丸被押起重機船第12久栄号交通船光洋丸衝突	
発生年月日時刻	平成20年11月8日14時20分ごろ	
発生場所	広島県江田島市柿浦港沖中防波堤西灯台から真方位010° 1,280m付近 (北緯34° 11' 37"、東経132° 28' 37")	
事故等調査の経過	調査の概要:平成20年12月2日広島・地方事故調査官が、海難報告書入手し、12月11日船舶所有者に事故発生状況及び損傷状況等について照会し、回答書及び修繕関係請求書入手 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
事実情報	A 押船 第二十七久栄丸 19トン B 起重機船 第12久栄号 全長 55m 船舶番号(IMO 番号) 270-40959 広島 船舶所有者等 株式会社久栄建設 株式会社久栄建設	
船種・船名・総トン数 船舶番号(IMO 番号) 船舶所有者等	C 交通船 光洋丸 登録長 6.42m D 台船 DB-526 全長 30m 281-30328 広島 有限会社山野商事 株式会社久栄建設	
乗組員等に関する情報	A 船長 一級小型船舶操縦士 C 乗組員なし	
負傷者	A なし C -	
損傷	A・B なし C 両舷船首部外板にき裂	
事故等の経過	広島県江田島市秀埼西方沖で、係船ブイに繋がれたD船に無人のC船が係留中、A船がB船を押し、漂流してクレーンによる積荷作業中、平成20年11月8日14時20分ごろ、A船及びB船が北西からの風に流されて、C船と衝突し、C船の両舷外板にき裂を生じた。 天候は、晴れで風力4の北西風が吹いていた。	
分析	気象・海象の関与	あり
	乗組員等の関与	あり
	船体・機関等の関与	なし
	判明した事項の解析	A船は、錨泊などの措置をとらず、風による圧流防止措置を行わなかったものと考えられる。
原因	本事故は、A船がB船を押し漂流中、風による圧流防止措置を行わなかったため、A船及びB船が圧流されC船と衝突したことにより発生したものと考えられる。	
その他の事項	なし	